

さくら路利活用事業公募型プロポーザル仕様書

1 目的

本仕様書は、龍野公園内に、たつの市（以下「市」という。）が設置する公園施設「さくら路（旧用途、観光売店）」（以下「当該施設」という。）を利活用する事業に必要な事項をまとめたものである。

2 施設概要

- (1) 施設名 さくら路
- (2) 所在地 兵庫県たつの市龍野町下霞城69番地1（龍野公園内）
- (3) 建物 157.54m²（平成2年建築、木造、平屋建）
- (4) 敷地面積 277.54m²
- (5) 利用状況 令和6年7月より閉鎖中
- (6) その他 電気、上下水道の引込みあり。LPガス、電話、インターネットなし。
当該施設は、現状有姿での貸付けとし、その他の機器、備品、工作物、樹木等を含む。

3 管理許可の条件

(1) 公園施設管理許可期間

許可期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

許可期間には開設準備及び原状回復のための期間を含む。

許可期間が終了する年度内に、次期事業者を選定するため再度公募を行うものとする。

(2) 使用料

年額 633,840円（消費税及び地方消費税を含む。）

月額 52,820円（消費税及び地方消費税を含む。）

※使用料の額は、たつの市都市公園条例（平成17年条例第136号）第12条第1項の規定によるものとする。

※使用料の納入方法は、原則として前納とし、年払いとする。市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入するものとする。なお、特段の事情があり、市が認める場合は、月払いできるものとする。

※許可期間中に使用料の改定があった場合は、改定後の使用料によるものとする。

(3) 管理区分について

管理許可を受けた者（以下「当該施設管理者」という。）は、自ら設置した部分の日常的な補修、修繕及び更新は、当該施設管理者負担で行うものとする。

(4) 管理義務

ア 当該施設管理者は、当該施設の全部若しくは一部が滅失し、又は損傷した場合は、直ちにその状況を市に報告しなければならない。

イ 当該施設管理者には、当該施設を使用して行う事業に伴う一切の責任があるものとする。

ウ 当該施設管理者は、市が当該施設の管理上必要な事項を当該施設管理者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

エ 当該施設管理者は、当該施設の使用に当たっては、近隣住民及び当該施設利用者の迷惑とならないように、充分に配慮しなければならない。

オ 当該施設管理者は、当該施設において自ら営業を行わず、又は第三者に営業を委託し、若しくは転貸してはならない。

カ 当該施設管理者は、市長の許可なく提案書の内容と異なる事業に変更してはならない。

(5) 当該施設について

ア 施設の内装、外装及び広告等は龍野公園の景観上相応しく、龍野公園との調和を保つものにしなければならない。

イ 公園の施設であるので、利用者を制限するような施設とならないようにすること

ウ 運営体制、営業日数については企画提案書の内容を遵守すること

(6) ゴミ処理について

営業で発生したゴミは、たつの市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第107号）を遵守し、当該施設管理者の責任で適切に処理するものとする。

(7) 喫煙について

施設内外は禁煙とし、灰皿は施設内外に設置しないものとする。

(8) 損害賠償

当該施設管理者は、当該施設管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(9) 反社会的勢力の排除

ア 当該施設管理者は、自己又は第三者をして、管理施設を暴力団又は暴力団関係者、たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（（平成24年告示第1号）第3条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の事務所（暴力団の活動の拠点である施設、又は施設の区画された部分をいう。以下「暴力団事務所等」という。）の用に供してはならない。

イ 市は、当該施設管理者が次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者であると判明したとき又は（オ）から（キ）までのいずれかに該当するときは、この管理許可を取消しすることができるものとし、このために当該施設管理者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（ア）暴力団又は暴力団員であるとき

（イ）暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）として経営

に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）

(ウ) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し、監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき

(エ) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき

- ① 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
- ② 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
- ③ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる行為
- ④ ①から③に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(オ) 自己又は第三者をして、当該施設を暴力団事務所等の用に供していることが判明したとき

(カ) 自己又は第三者をして、当該施設上に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋等を掲示したとき

(キ) 自己又は第三者をして、当該施設に反復継続して暴力団員を立ち入らせたとき

ウ 当該施設管理者は、イの規定により管理許可を取消されたときは、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(10) 現状変更等

当該施設管理者は、当該施設の現状を変更しようとするとき（軽微な変更を行う場合を除く。）は、あらかじめ書面により申請し、市の許可を得なければならない。

(11) 実地調査等

市は、当該施設について、必要に応じ使用状況等を実地調査し、又は当該施設管理者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求めることがあるとする。この場合において、当該施設管理者は、その調査等を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(12) 原状回復について

当該施設管理者は、次の各号に掲げるいずれかの理由により、当該施設を明け渡すときは、当該施設管理者の負担により施設を原状回復させ、市が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、市が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではない。当該施設に投じた有益費、必要費その他経費及び補償を市に請求しないものとする。

当該施設管理者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復の

ための処置を行い、その費用を当該施設管理者へ請求することができる。この場合において、当該施設管理者は、何ら異議を申し立てることはできないものとする。

ア 管理許可期間の満了

イ 営業の廃止

ウ 管理許可の取消し

(13) 管理許可の取消し等

市長は、当該施設管理者がたつの市都市公園条例第10条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、管理許可を取消し、原状回復及び当該施設からの退去を命ずる。

ア 使用料を3か月以上滞納した場合

イ 当該施設について、「(4) 管理義務」に違反し、市の指導に従わない場合

ウ 各種関係法令に違反した場合

(ア) 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

(イ) たつの市都市公園条例及びたつの市都市公園条例施行規則（平成17年規則第115号）

(ウ) 消防法（昭和23年法律第186号）

(エ) その他関連法令

エ その他市長が必要と認める場合

(14) 管理許可内容の変更

次に掲げる場合は、変更に着手する日の30日前までに公園施設の管理許可変更申請書に変更する事項・変更の理由・その他市が指示する事項を記載の上、提出し、市の許可を得ること

ア 業種の変更をする場合

イ 当該施設の内装を変更する場合（(15)「当該施設管理に伴う内外装工事について」の手続も併せて行うこと）

(15) 当該施設管理に伴う内外装工事について

ア 当該施設は現状での引き渡しとなる。当該施設管理に伴う内外装・設備工事等は、当該施設管理者の費用負担で行うこと

イ 内装・設備工事等は、あらかじめ書面により申請し、市の許可を得ること